

南三陸消防署からのお知らせ

イベントでの火気器具等の使用は防火規制の対象となりました

8月1日(金)から、「催し(イベント)で火気器具等を使用する場合は、防火規制の対象となりました。

火災予防条例改正の背景と目的

平成25年8月、多数の死傷者が発生した福知山花火大会火災を踏まえ、催しにおける安全確保を目的に、「催しで火気器具等を使用する場合は防火」について、規制指導することとなりました。

1 「催しで火気器具等を使用する場合」

(1) 消火器の設置義務

催しにおいて火気器具等を使用する場合は、消火器の設置が義務付けられました。

火気器具等とは、コンロやグリル、ストーブや発電機等が該当します。

(2) 露店等開設届出の届出義務

火気器具等を使用する露店の店主等に、消防署長への届出が義務付けられました。

◇上記(1)、(2)の規制対象の催し(例)

花火大会やフリーマーケット等、集客効果が高いイベント、駅前や繁華街周辺等、地理的条件により不特定多数の参加が予想される催し等は、該当します。

9月9日は「救急の日」です

「救急の日」の9月9日を含む1週間(9月7日(日)から9月13日(土)まで)を「救急医療週間」とし、救急医療の普及、啓発活動が全国的に実施されます。「救急の日」を機会に次のことを心掛けましょう。

- ①いざという時のため、正しい応急手当の知識を身につけておきましょう。
- ②健康には日頃から十分気をつけ、何でも相談できるかかりつけ医を持ちましょう。
- ③一刻を争う重症患者を救うため、救急車及び救急医

◇規制対象外の催し

個人的なつながりに留まる、バーベキュー大会や幼稚園等で父母が主催する行事、町内会や自治会が主催する、その地域の人を対象とした福利厚生などの催しは、規制の対象外となります。

2 「大規模な屋外催しの防火管理体制の構築」

(1) 「大規模な屋外催し」の主催者に対し、催しにおける火災予防上必要な防火管理体制の構築が義務付けられました。

(2) 罰則

「大規模な屋外催し」主催者に対し、催しにおける防火管理体制の構築を怠った場合に、罰則を科すこととなりました。

皆様には、規制対象外であっても、催しにおいて火気器具等を使用する場合は、防火の観点から消火器具等の準備をお願いします。

詳細は、気仙沼・本吉消防本部のホームページをご覧ください。お近くの消防署・分署・出張所に問い合わせください。

問い合わせ

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 ☎22-6688

療機関の適切な利用をお願いします。

また、消防署では心肺蘇生法やAEDの講習会も随時実施していますので、受講を希望される場合は下記まで問い合わせください。



問い合わせ

南三陸消防署 ☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

南三陸警察署からのお知らせ

地域課から 台風による災害に注意!

9月は台風のシーズンで、これに伴う大雨による河川、湖沼の増水、崖崩れ等の災害が懸念されます。

台風による災害被害に遭わないよう次の点に注意しましょう。

- 台風による災害に備え、ラジオ、ライト等を常備しておきましょう。
- 常に気象情報に注意しましょう。
- 浸水等による避難勧告があった場合に備え、最も近い避難先を確認しておきましょう。
- 台風や大雨の時は、海や川には近づかないようにしましょう。

交通課から

秋の交通安全県民総ぐるみ運動の実施について

今年に入り町内ではすでに2件の交通死亡事故が発生し、今後も重大交通事故の発生が懸念されています。

家庭、職場、学校等において交通安全を呼びかけ、交通事故防止に努めましょう。

1 運動の期間

- (1)実施期間 9月21日(日)から9月30日(火)まで
- (2)「交通事故死ゼロを目指す日」9月30日(火)

2 運動重点

- (1)運動の基本
 - 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2)全国の重点
 - ア 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
 - イ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ウ 飲酒運転の根絶

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

講習会「有害動物の被害防止方法とは」

南三陸町では、1・2年前から日本鹿の目撃情報が増えてきており、一部で農作物被害も目につくようになってきました。日本鹿だけでなく身近な有害動物からの被害を防ぐにはどうしたらよいかを知ってもらおう場として、講習会「有害動物の被害防止方法とは」を開催します。

どなたでもお気軽に参加できます。この機会に、有害動物の行動特性を学んでみませんか。

◇日時 10月18日(土) 午前10時から11時30分

◇場所 役場2階会議室

◇参加費 無料

◇講師 合同会社 東北野生動物保護管理センター

代表 宇野壮春さん

◇問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378

特定計量器(はかり)の定期検査について

「計量法」及び「計量法の施行期日を定める政令」に基づき「特定計量器定期検査」が行われます。取り引きや証明に使用する計量器を所有している方は、計量法に基づいた定期検査を受けなければなりませんので、次の日程により定期検査を受検してください。

なお、定期検査では、ひょう量250キログラムを上限としていますので、250キログラムを超えるはかりについては、検定所に持参または代検査をお願いします。

◇日時・場所 10月1日(水) 午前11時から午後4時 平成の森

10月2日(木) 午前9時から午後2時 ベイサイドアリーナ

検査手数料	はかりの種類	能力(250kgまで)
	指示はかり、台手動はかり など	500円~900円
	誘電式はかり、電磁式はかり など	1,400円~1,800円

※前回、受検されていない方には、案内状を送付していませんので、日程を確認の上受検してください。なお、検査手数料は、現金での納入となります。

◇問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

町内事業主の皆さんへ 「新規高卒者雇用促進奨励金」 の受け付けが始まります

◇交付対象者 高等学校の教育課程を修了後3か月以内に雇用し、雇用した日から引き続き町内に住所を有する新規高卒者を常用の労働者として6か月以上雇用している事業主。

*雇用に係る費用が他の補助金や融資等の対象となっている労働者は対象外となります。

◇奨励金 新規高卒者1人につき30万円

◇申請期限 新規高卒者を雇用した日から起算して6か月を経過した日から翌月20日までです。

*対象となる事業や新規高卒者の確認、申請に必要な書類については、問い合わせください。

◇問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

移動町長室は、9月30日(火)です。

◇時間 午後1時から4時

◇場所 歌津総合支所2階会議室

問い合わせ 歌津総合支所地域生活課 ☎36-2111

町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

単位: マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日: 8月1日(金)から10日(日)

測定地点	測定値	測定地点	測定値
役場庁舎	0.04	志津川小学校	0.07
神割崎	0.05	入谷小学校	0.08
波伝谷漁港	0.04	伊里前小学校	0.06
水尻川中流部	0.06	志津川中学校	0.06
入谷さんさん館	0.08	歌津中学校	0.06
伊里前川中流部	0.08	志津川保育所	0.08
吉野沢団地	0.05	伊里前保育所	0.06
泊浜	0.02	名足保育園	0.05
名足仮設団地	0.05	平成の森(地表1m)	0.04
水界峠	0.07	田東山頂	0.06

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染作業を行うことが定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

■町内産農林水産物中の放射性セシウム測定結果

(単位: ベクレル/kg)

◇結果: 基準を満たしています。(基準値=100ベクレル/kg)

品目	採取日	測定値(検出下限値)
ブルーベリー(露地)、大根(露地)、小松菜(ハウス)	7月7日(月)~7月28日(月)	不検出(25未満)
アヤボラ、養殖銀ザケ、ヒラメ、養殖ホタテガイ、アインメ	7月1日(火)~7月28日(月)	不検出(13.35未満)
スズキ	7月1日(火)	3.9

■町内産農林水産物の出荷制限(8月12日(火)現在)

県等による放射線検査を実施した結果、露地栽培の原木しいたけ、こしあぶら、クロダイ、スズキについて引き続き出荷制限が行われており、市場には流通していません。

問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378

繁殖用和牛借り受け希望者を募集中

町では、畜産農家の経営規模拡大や資源確保を支援するために、肉用牛の繁殖雌牛を導入し一定期間貸し付けします。

◇対象者 町内在住で繁殖用和牛の飼育経験がある方等

◇貸付期間 5年間

◇返納方法 貸付時の対価基準額を5年後に一括して返納または2年据置で3年目から分割で返納(指定口座に納入)。

◇申込方法 産業振興課に備え付けの申込書と畜産経営計画書に必要事項を記入の上、9月19日(金)までに申し込みください。

◇問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378